

1 産業財産権分野の制度（商標制度）改正に係る調査研究

産業財産権制度の改革が進む中で商標制度についても、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するため、2005年度までに制度の在り方を含めて検討を行うことがいわゆる「知的財産推進計画」において述べられている。

近年、欧州共同体商標に代表されるように、国際的にも商標制度に関する動きが活発になっている中で、我が国の商標制度についても抜本的な改正を視野に入れた検討を行う時期を迎えている。

本調査研究は、我が国商標制度の検討にあたり、主な論点について課題を整理し、研究を行ったものである。

具体的には、欧州の商標制度において採用されている、商標出願の審査にあたり先の登録商標等に関しては異議申立を待って審査を行う制度を我が国で採用した場合の問題点、「類似」及び「混同を生ずるおそれ」の概念についての我が国や欧米における取り扱い及びそれらの概念に関する我が国における審査の在り方等について検討を行った。

I 序

1 産業財産権制度検討の背景

我が国が産業競争力を維持し、国際的な競争の中で経済大国としての地位を保つために、知的財産を豊富に創造し、これを適切に保護し、さらに活用することが求められている。

政府が策定した知的財産戦略大綱を始めとして、「知的財産立国」の実現に向けた産業財産権制度の改革が望まれ、知的財産基本法の施行等の具体的施策が実行されている。

2 商標制度についての検討状況

商標制度についても知的財産戦略大綱では、「魅力あるブランドを活用して、より価値の高い製品・サービスを提供する環境を整備するための具体的方策について、商標制度の在り方を含め検討し、2005年度までに結論を得る。」と述べられている。

知的財産研究所においても、ここ数年にわたって商標制度に係る調査研究が行われており、本報告書はこれらを踏まえた上で、さらに現行商標制度の課題につき、適正な制度設計を検討するため、国内及び海外の状況について調査研究を行った内容をまとめたものである。

II 商標制度の現状と課題

1 我が国商標制度の現状

現行の商標法は、1959年(昭和34年)に成立し、数次の改正を経て現在に至っているが、成立から40年以上経過しており、制度全体の枠組みについて検討が必要であるとの意見もある。

2 欧米における商標制度^(*)

(1) 欧州共同体

欧州共同体(EC;European Community)においては、「欧州共同体加盟国の商標法調整のための第1回理事会指令」(以下、第1回欧州理事会指令という。)及び欧州共同体商標規則が採択され、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)(以下、OHIMと言う。)の開設準備を経て、1996年4月に欧州共同体商標の出願受付が開始された。

登録主義、審査主義、商標権付与前の異議申立制度及び相対的拒絶理由の異議待ち審査制度を採用している。

(2) ドイツ

ドイツにおいては、第1回欧州理事会指令を履行するために1994年に改正がされた。登録主義、審査主義、商標権付与後の異議申立制度及び相対的拒絶理由の異議待ち審査制度を採用している。

(3) イギリス

イギリスにおいても、第1回欧州理事会指令を履行するために1994年に現行法が成立し、施行された。登録主義、審査主義及び商標権付与前の異議申立制度を採用している。

(4) 米国

米国においては、連邦における商標権と州における商標権が存在する。連邦の標章登録は、1946年商標法(Lanham Act)(以下、ランナム法という。)に基づき行われる。使用主義、審査主義及び商標権付与前の異議申立制度を採用している。各州では州法により、州内で使用されている商標の登録を規定している。州法による保護が図られていない州においてはコモン・ローによる保護が図られる。本報告書では連邦法について述べることで、米国の商標制度とは連邦の制度を意味し、米国の商標法とはランナム法を意味する。

(*)1 本報告書における各国商標制度の日本語訳に関する記述には、脚注に記載した文献の他、AIPPI・JAPAN『外国工業所有権法令集』(AIPPI・JAPAN、2004年1月追補版、2004年)に負うところが大きい。また、欧州共同体商標規則の日本語訳については、他に、飯田幸郷『欧州共同体商標制度新講』(発明協会、1997年)を参考にしている。

Ⅲ 商標の相対的拒絶理由

1 調査趣旨

我が国の商標法は、他人の先願に係る登録商標等と同一又は類似の商標が、その登録商標等に係る商品又は役務(以下、商品等という。)と同一又は類似の商品等について出願された場合(第4条第1項第10号及び第11号)及び他人の業務に係る商品等と混同を生ずるおそれのある商標である場合は登録を拒絶される(第4条第1項第15号)。

審査では、商標の類否の判断は商品の取引の実情等を考慮するものとされているが、審査の時点では使用が開始されていない等の理由から、具体的取引状況を考慮することが難しい場合も多く、一般的出所混同のおそれがある場合は拒絶されていることが多いと考えられる。

欧州における相対的拒絶理由の取り扱い、我が国と相違する国等が多く、我が国においても欧米における制度の枠組みについて検討することが必要であると考えられる。

そこで、欧米における相対的拒絶理由の取り扱いを整理し、仮に我が国に欧州のような制度を導入した場合に生じることが予想される課題について検討を行った。

2 「相対的拒絶理由」と我が国の制度について

欧州共同体等においては拒絶理由を「絶対的拒絶理由」及び「相対的拒絶理由」に分けて規定し、相対的拒絶理由についての審査は異議申立てを待って行う制度(以下、異議待ち審査という。)を採用している。

欧州の制度と比較を行うと、おおむね、我が国における公益的事由の拒絶理由が欧州における絶対的拒絶理由に、私益的事由の拒絶理由が相対的拒絶理由に該当する。

3 我が国商標法における取り扱い

我が国商標法において、商標登録出願が第15条の各号に該当する場合には拒絶査定がされることが規定されているが、第15条の各号については、商標登録に当たって審査官の職権審査の対象とされている。

4 欧米商標法における取り扱い

(1) 欧州共同体

欧州共同体商標規則においては、当初から相対的拒絶理由について異議待ち審査としているが、先行する商標等についてサーチを行う規定を有している。相対的拒絶理由として、(a)その商標と先行商標とが同一であって、商品等が同一である場合、(b)その商標と先行商標との同一性又は類似性及びこれらの商標の指定商品等の同一性又は類似性のために、先行商標の保護領域において公衆が、先行商標との関連を含めて、混同を生ずるおそれがある場合等が規定されて

いる。絶対的拒絶理由については職権審査が行われるが、相対的拒絶理由についての職権審査は行われない。

なお、OHIM及び各加盟国がそれぞれ先行する共同体商標や国内商標等をサーチする制度については、国内商標のサーチは出願人が要求した場合に行われる制度に改正される。

商標権付与前に、相対的拒絶理由を有することを理由に所定要件を満たす者に限って異議申立てができるが、出願人は先行する権利が誠実に使用されていることを異議申立手続において争い得る。その審査は当事者によって準備された事実、証拠及び主張等に制限される。登録後も、絶対的無効理由や相対的無効理由に基づいて商標登録の無効を求めることができる。

(2) ドイツ

ドイツでも異議待ち審査制度が採用されている。1894年に先願に係る商標権者に後の商標出願が存在する旨を通知する制度が採用されたが、第二次世界大戦で混乱した後は機能しなかった。1949年に絶対的拒絶理由の審査をし、先行権利に基づいて異議申立てができる制度が採用され、1994年の法改正で商標権付与後の異議申立制度となった。

職権審査は絶対的拒絶理由について行われ、相対的拒絶理由については行われずに商標登録される。所定要件を満たす周知商標について職権審査の対象としている点が、欧州共同体の制度と異なる。商標の登録後は公告され、3か月以内に異議申立てが可能であるが、その根拠となる先の出願に係る商標等は、使用されていることが求められる。

さらに、不使用である場合等には取消請求や取消請求訴訟の制度が、絶対的拒絶理由に違反して登録された場合等には無効請求の制度がある。また、公の秩序に反する場合等には職権で取消を行う制度も有している。そして、相対的な理由等による無効理由を有する場合には、取消訴訟により取消を求めることができる。

(3) イギリス

イギリスの商標制度は、相対的拒絶理由を職権審査の対象としていることが欧州にあっては特徴的である。絶対的拒絶理由、特別に保護される記章及び相対的拒絶理由が規定され、先行商標に関する審査を含めて職権審査が行われる。所定要件を満たす場合は公告され、公告後3か月以内に異議申立てができる。また、登録前に登録官に対して商標が登録されるべきかの意見提出ができる。なお、これらの異議申立て及び意見提出は何人も行うことができる。そして、異議申立てが所定期間にされなかった場合等は登録される。

なお、先行商標等の保有者が商標登録に同意を与えた場合にはその登録を妨げないというコンセント制度が規定されている。また、誠実な同時使用の場合には拒絶されない。

不使用の場合等には取消、絶対的無効理由及び相対的

無効理由等を有する場合等には無効の申請等を、何人も原則として登録官又は裁判所のいずれに対してもすることができ。

相対的拒絶理由を職権審査していることについて制度変更を求める声があり、今後の在り方につき諮問を行った。その結果、当面は改正されないことになったが、将来的には改正がされる可能性も大きいと考えられる。

(4) 米国

米国のランハム法は、登録出願については、先行して登録されている標章等に関して職権による審査を行い、混同や誤認を生じさせるおそれがある程度に類似している場合等には、拒絶する制度を採用している。コンセント制度も有しているが、混同等のおそれがある場合には登録されない。審査により出願人が登録を受ける正当な権利を有する場合は公告される。そして、標章が登録されることで損害を受けるおそれがある者は何人も、公告後30日以内に異議申立てをすることができる。ランハム法には異議申立ての申立理由についての明示的な規定はないが、米国特許商標庁(以下、USPTOという。)及び裁判所は、第2条の登録拒絶理由のいずれかに該当することを理由として異議申立てができるとの解釈を行っている。登録の異議申立てが認められた場合を除き標章は登録される。

標章の登録後も、その登録により損害を受けている者等は何人も、原則として標章の登録日から5年以内に、登録を取り消すべき旨の請求をすることができる。

争訟等においては、当事者双方を伴うすべての争訟手続において懈怠、禁反言及び黙認の衡平法上の諸原則を適用することができ、権利の有効性を裁判所においても争い得る。

5 まとめ

(1) 相対的拒絶理由を異議待ち審査とする場合の検討課題

(i) 審査期間の短縮、効率化

我が国の商標登録出願の審査処理期間については、より一層の短縮化の要望がある。異議待ち審査とした場合、審査負担が軽減されることが予想される。しかし、登録異議申立てが増加する懸念もあり、トータルでの審査等の負担を検討する必要がある。

(ii) 登録異議申立ての増加への懸念

先行商標との関係においては審査がされていない状態で登録されるため、登録異議申立てが増加する懸念がある。欧州共同体では異議申立率は高いが異議決定前に解決が図られるケースが多いことから、我が国でも登録異議申立率だけでなく総合的な検討が必要と考えられる。

(iii) 混同を生ずるおそれ等の判断についての実情を考慮

した判断

登録異議申立てや無効審判を待つ審査等を行うことから、具体的な使用状況等を適切に考慮して審査等が行われることが期待される。相対的拒絶理由の審査等がより適切なものとなれば、自ら使用する商標を選択する立場からは、商標選択の自由度が向上することとなる。

(iv) 商標に関する権利の安定性

相対的拒絶理由を異議待ち審査とした場合、権利の安定性に欠けるという指摘がある。この点について次のような問題があると考えられる。

① 取消等がされる可能性についての問題

商標権が登録異議申立て等によって遡及消滅し、権利の安定性に欠けるとする問題がある。現状でも無効審判等により権利が遡及消滅する問題は存在することから、登録異議申立て等により取消等が増加する可能性の影響を検討することが必要であると思われる。

② 商標権の権利行使に当たっての問題

商標権者等が商標権に基づき、権利行使を行った場合に、相対的な無効理由を有すると反論を許すことは、紛争を長期化させるという問題も考えられる。

③ 商標を使用する際の「安心感」の問題

現行制度では、登録を受けることで、自己の商標を安心して使用できると言われることがあるが、OHIMは個人的な依頼であるサーチを引き受けるのではないという欧州における指摘^(*)のような状況が仮にあるとすれば、好ましい状況ではないと考えられる。

(v) 商標の監視負担及び登録異議申立て等の負担増大

商標権者や商標登録出願人にとっては、自己の出願日後に出願された他人の同一又は類似の商品等に係る同一又は類似の商標が登録されることになるため、他人の商標登録を監視し、必要に応じて登録異議申立て等を行わなければならないことが考えられる。

(2) コンセント制度との関係

先登録の商標権等が存在しても、その商標権者等の同意があれば、同一又は類似する商品等について同一又は類似する商標を他人に登録することを斟酌するコンセント制度は、導入を求める声が多い。仮に相対的拒絶理由を異議待ち審査とした場合、その制度によってはコンセント制度を導入した場合と同様の効果を有することとなる。したがって、コンセント制度の導入を行う場合には、異議待ち審査の検討との関係を整理しておく必要があると思われる。

(3) 今後の検討について

前述の点等の検討を行う必要があると考えられるが、仮に異議待ち審査制度を採用する場合には、様々な選択肢が考えられるため、その内容によっては登録異議申立制度の取り

(*)2) COM(2002) 754 final.

扱い、登録異議申立ての審理時に職権探知をどこまで認めるか及び混同が生じる場合の担保措置等についても検討する必要があると考えられる。

IV 商標調査事業者

商標の相対的拒絶理由を異議待ち審査とした場合、先に登録を受けた商標権者等は、後から登録される商標の監視や登録異議申立て等を行う必要がある場合も考えられる。そのため、商標の監視サービス等を行っている事業者につき調査を行った。

各商標調査事業者は、国内及び海外の商標調査、監視サービス及び類似する会社名やドメイン名に関する調査等については提供可能としているが、内容的には様々である。また、料金についても依頼内容によって割引を行っており、安易な比較はできない。

V 同一、類似及び混同を生ずるおそれの概念

1 調査趣旨

我が国の商標制度において、商標や商品等の同一、類似及び混同を生ずるおそれという概念は、商標登録を認めるかどうか、また、商標権の効力範囲をどのように画定するか等に当たって、重要な役割を果たしている。しかし、個々の商標に係る判断については、当該商標の周知度が高まる等の事情により、異なる判断結果となることがあるとの指摘がある。

そこで、同一、類似及び混同を生ずるおそれとは、判断の各場面でどのように扱われているか、欧米における取り扱いも含めて調査及び検討を行った。

2 我が国商標法における取り扱い

(1) 同一、類似及び混同を生ずるおそれの規定

商標登録出願の審査においては、他人の周知商標や他人の先願に係る登録商標と同一又は類似の商標が、登録商標に係る商品等と同一又は類似の商品等について出願された場合には拒絶される。これは、商品等の出所の混同防止のためとされている^{(*)3}。また、混同を生ずるおそれに関しては第4条第1項第15号の規定がある。

(2) 同一、類似及び混同を生ずるおそれについての学説

学説は^{(*)4}、第4条第1項第11号と出所の混同との関係について、出願される商標については使用を予測することによっ

て判断するよりほかない、既登録商標が現に使用されている場合等は取引界において現実にもどのように称呼觀念されているか等を取り入れる必要があり、一般的・抽象的・定型的な基準のみによって決定すべきでないとする。

他の学説^{(*)5}は、第4条第1項第11号には積極的意義を見いだすべきであるとし、「最低限、これ以上は近づいた登録商標は並存せしめてはならないという範囲を設けるために、指定商品、役務の類似する範囲での類似商標の登録は許されないと定めたもの」であるとし、「登録商標が使用されていない場合には登録排斥効を狭く、使用され広く知られるものとなった場合にはそれに応じて登録排斥効を広く採ることが望ましい」とする。第4条第1項第15号については、広義の混同を生ずるおそれがある場合も含まれること、他人の表示は第4条第1項第10号にいう「広く認識されている」レベル以上であるとしている。

(3) 類似及び混同を生ずるおそれの判断

(i) 商標及び商品等の類似の判断について

商標及び商品等についての判断で「同一」と「類似」を区別する必要性は低く、特許庁や裁判所でも「同一又は類似」として判断されているため「類似」として検討を行う。

(ii) 商標の類似

氷山事件の最高裁判決^{(*)6}は、「商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、觀念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする」としている。

取引の実情の考慮について、シンガー事件の最高裁判決^{(*)7}は、両商標の呼称を抽象的に対比すれば必ずしも類似するとはいえないかもしれないと指摘した上で、「具体的取引事情を背景として考えれば、『シンガー』と『シンカ』は紛らわしいこととなり、結局、具体的取引事情の下では、両商標は呼称が類似するものと認むべきであるとの趣旨の判断をしたものである」として、具体的取引事情の下で商標の類否判断をした原審の認定を支持している。

(iii) 商品等の類似

橋正宗事件の最高裁判決^{(*)8}は、「商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合」には類似の商品に当たる旨の判示をしている。

(*)3 特許庁編『工業所有権法逐条解説』(発明協会、第16版、2001年)1063頁。

(*)4 網野誠『商標』(有斐閣、第6版、2002年)362頁、374頁。

(*)5 田村善之『商標法概説』(弘文堂、第2版、2000年)56頁、60頁、114頁、117頁。

(*)6 最二小判昭和43年2月27日民集22巻2号399頁昭和39(行ツ)110号(氷山事件)。

(*)7 最三小判昭和35年10月4日民集14巻12号2408頁昭和33(オ)766号(シンガー事件)。

(*)8 最三小判昭和36年6月27日民集15巻6号1730頁昭和33(オ)1104号(橋正宗事件)。

(iv) 混同を生ずるおそれの判断

第4条第1項第15号について、ルールデュタン事件の最高裁判決^{(*)9}は当該商標をその指定商品等に使用したときに、当該商品等が右他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれ(広義の混同を生ずるおそれ)を含む旨判示している。

(v) 類似及び混同を生ずるおそれの審査における取り扱い

商標登録出願の審査では、取引の実情等の考慮が必ずしもできないことから「一般的・抽象的混同を生ずるおそれ」で判断されることが多いとの指摘がある。

3 欧米商標法における取り扱い

(1) 欧州共同体

(i) 欧州共同体における取り扱いの加盟国への影響

欧州共同体の各加盟国における規定の解釈は、第1回欧州理事会指令の規定の解釈に従うことになると考えられる。

(ii) 欧州共同体における規定

欧州共同体商標規則では、先行商標との同一性又は類似性及び当該商標に係る商品等の同一性又は類似性のために公衆が混同を生ずるおそれがある場合等には拒絶理由を有することになる。この規定は類似性のために「混同を生ずるおそれがある場合」に適用されるもので、我が国商標法とは異なった規定振りとなっている。また、欧州共同体においても、商標の同一及び類似、商品等の同一及び類似は、客観的に判断することは困難であると考えられている。

(iii) 第1回欧州理事会指令

欧州における先例的な欧州裁判所の三件の判決は、第1回欧州理事会指令の下でされた商標登録出願に係るものである。この指令において同一、類似及び混同を生ずるおそれによる拒絶理由等は第4条(1)に、商標により与えられる権利については第5条(1)に規定されている。これらの規定における二つの商標の「同一」の判断基準は同じであることを欧州裁判所は判決^{(*)10}で述べている。

(iv) 重要な判決

先例的な欧州裁判所の判決を述べる。SABEL事件^{(*)11}

では公衆に混同を生ずるおそれが生じないときには、第1回欧州理事会指令の第4条(1)の規定の適用対象にならない点、混同を生ずるおそれは事件に関係するすべての要素を参酌した包括的な形で評価されなければならない点等を述べている。

CANON事件^{(*)12}では混同を生ずるおそれに対する全体的な評価は、関連する要因間の何らかの相互依存関係を含む点、商品等の類似性を評価するに当たってはその商品等の性質、その最終消費者、その使用方法及び当該商品等が競争的關係や補完的關係にあるかが含まれる点等を述べている。

Lloyd Schuhfabrik Meyer事件^{(*)13}では、商標の外観等の類似性に関して行われる混同を生ずるおそれについての評価は全体的な印象に基づき、識別力を有する支配的な要素に留意しながら行われなければならない点、商標が強い識別力を有するかは商品等を他の企業の商品等から区別する能力の全体的な評価を行わなければならない点等を述べている。

(v) その他の判決

その他にも、国内裁判所は「混同を生ずるおそれ」の存在を推定することはできないとし、それは「国内裁判所による事実認定の結果」として「証明されるべき事項である」と判示した判決例^{(*)14}等がある。

(2) ドイツ

ドイツにおいても「連想が生じるおそれについての検討の前提となる商標の全体的な印象についての検討は、その商品又は役務のカテゴリーにおいて平均的な知識を有し、平均的に注意深く、平均的に賢明な消費者の概念に基づいて行なわなければならない。」と判断したAttaché/Tisserand判決^{(*)15}等の判決がある。

(3) イギリス

イギリスにおいては、SABEL事件以前の判決であるが侵害に関する判決がある^{(*)16}。

(4) 米国

米国においては、第2条(d)が「混同を生ずるおそれ」に関する規定であるが、その判断はデュポン事件^{(*)17}で判示された基準を検討することによって行われている^{(*)18}。

また、第2条(d)についての、USPTOの審査における判断

(*)9 最三小判平成12年7月11日民集54巻6号184頁平成10(行ヒ)85号(ルールデュタン事件)。

(*)10 Case C-291/00 LTJ Diffusion SA vs. Sadas Verbaudet SA [2003].

(*)11 Case C-251/95 SABEL vs. PUMA [1997] ECR I-6191.

(*)12 Case C-39/97 Canon vs. MGM [1998] ECR I-5507.

(*)13 Case C-342/97 Lloyd Schuhfabrik Meyer & Co. GmbH vs. Kleijns Handel BV [1999] ECR I-3819.

(*)14 Case C-425/98 Marca Mode CV vs. Adidas AG, Adidas Benelux BV.

(*)15 Attaché/Tisserand GRUR 2000, 506 et seq.

(*)16 Origins Natural Resources Inc vs. Origin Clothing Limited, 17 November 1994, [1995] FSR 280., British Sugar plc vs. James Robertson & Sons, 7 February 1996, [1996] RPC 281., Wagamama Ltd vs. City Centre Restaurants; City Centre Restaurants(UK)Ltd, 20,21,24-26 July 1995, [1995] FSR 713.

(*)17 In re E.I. Du Pont de Nemours & Co., 177 U.S.P.Q. 563 (C.C.P.A. 1973).

(*)18 通常の審査では、そのうちの①外観、称呼、觀念及び商業的印象に関する全体的な類似度、②先行商標の出願又は登録において指定された商品等との類似度とその性質を中心に判断され、その他は記録中に関連性のある証拠が含まれている場合にのみ考慮されるようである。

基準、異議申立手続における判断基準及び侵害裁判において連邦裁判所が使用する基準は同じであるとされている^(＊19)。異議申立手続での混同を生ずるおそれの検討においては、出願人がその標章を実際にどのように使用しているかは検討の対象とはならず、出願書類に示された標章が出願書類に指定された商品に関して使用されたときに混同を生ずるおそれがあるかどうかである。

4 まとめ

欧米においては、具体的な混同を生ずるおそれについて検討をして判断を行っているようにも見受けられる。

我が国商標法の第4条第1項第10号及び第11号では、公衆に混同を生ずるおそれがあるという要件は明示されていないが、少なくとも裁判所においては、出所の誤認混同を生ずるおそれがあるかを基準としていると考えられる。しかし、それら規定の判断時点では取引の実情等を考慮することが必ずしもできず、一般的出所の混同を生ずるおそれがある場合は、具体的出所の混同を生ずるおそれがない商標でも拒絶される可能性もある。

自他商品等識別力を担保するため、商標の類否の判断は混同を生ずるおそれの存在を基準に判断することを明確にすることが望ましいのではないかと考えられる。混同を生ずるおそれの判断については、一般的な出所混同についての一定の考慮をした上で、取引の実情についての考慮を行って判断がされていくことが望ましいのではないかと考えられる。

VI 不使用の事実に基づく登録異議申立て等の制限

1 調査趣旨

我が国の制度では、登録異議申立て等がされた場合、一定の関係にある先願に係る登録商標が存在する場合には商標登録の取消等が行われ、先願に係る登録商標が一定期間以上不使用であるかどうかはその手続きにおいては問題とならない。

欧州においては、不使用の登録商標を根拠に異議申立てをした場合には、異議申立てを受けた側は、その商標が不使用であることを主張することができる制度を有している。

我が国においても同様の制度を採用することについての検討が必要と考えられる。

2 我が国商標法における取り扱い

一定期間以上不使用の登録商標を根拠とした登録異議申立て等であっても取消等がされるため、不使用取消審判を請求して、その登録商標を取り消しておく必要がある。

3 欧州における商標法における取り扱い

欧州共同体商標規則やドイツ商標法では、一定期間以上不使用の登録商標を根拠に異議申立て等が行われた場合、その商標が不使用であるとの主張を、異議申立て等を受けた者に認めている。

4 まとめ

我が国において、本来取り消されるべき商標に基づいて登録異議申立てによる商標登録の取消等が認められることが適切であるかどうかは、商標の使用をする者の業務上の信用維持を図る法目的との関係を踏まえて検討されるべきではないかと考えられる。

VII その他の調査項目

その他に、過去に行われた議論や報告の補足として、米国における小売業の標章の登録例及び米国における団体商標制度等についても調査を行った。

VIII おわりに

相対的拒絶理由について異議待ち審査とした場合には、登録異議申立ての増加の懸念等が検討課題であると考えられる。また、混同を生じる場合の公衆の利益保護について、混同防止表示請求や取消審判等の担保措置を視野に入れた上で検討することが望まれる。

同一、類似及び混同を生ずるおそれの取り扱いについては、審査等において具体的な出所混同のおそれが重視され、混同を生ずる範囲の将来的な変化を考慮した判断がされていくことが望ましいと考えられる。

不使用の事実に基づく登録異議申立て等の制限については、一定期間以上不使用の商標に基づいた登録異議申立て等がされた場合に、その商標の不使用を争えるようにすべきかどうかについて検討を行うことが望ましいと考えられる。

本報告書で検討した課題は、相互に密接な関係を有していると考えられ、今後の商標制度の検討に際しては、これらについて総合的に検討を行うことが望ましいと考えられる。

(担当: 研究員 水野 敦)

(＊19) Midland Cooperatives, Inc. v. Midland Int'l Corp., 164 U.S.P.Q. 579 (C.C.P.A. 1970).